

回答書

令和4年9月9日

「亀岡市文化財収蔵庫整備業務」の公募型プロポーザル実施に係る企画提案書に関する質問について、次のとおり回答します。

質問番号	該当資料名	頁	質問事項	回答
1	仕様書 第1章 第4条 (法令等の順守) (都市計画法)	1	都市計画法32条(開発行為の同意・協議)・29条(開発許可)申請は不要と考えて宜しいでしょうか。	不要です。
2	仕様書 第1章 第4条 (法令等の順守) (都市計画法)	1	建設予定地の地目(ため池)の変更による開発行為は不要と考えて宜しいでしょうか。	不要です。
3	仕様書 第2章 第13条 (7)業務概要 外壁	1	仕様書では外壁をALC厚紙とありますが、準耐火建築物を満たしていれば変更は可能でしょうか。	準耐火建築物を満たしていれば問題ありません。
4	仕様書 第2章 第13条 (7)業務概要	3	仕様書では、準耐火仕様とありますが、口準耐2と考えて宜しいでしょうか。	建築基準法第2条九の三口および、主要構造部が施行令109条の3第1項二号に基づく構造で問題ありません。
5	仕様書 第2章 第13条 (業務内容) (7)業務概要	3	設備に係る整備業務につきまして、空調設備が必要なエリアをご指示願います。	特段必要なエリアはございませんが、室内の換気が適切に行われるよう設置してください。
6	仕様書 第2章 第13条 (業務内容) (7)業務概要	3	計画建物内に保管する収蔵物につきまして、一定の温度・湿度管理が必要ではない(機械換気程度の仕様)収蔵物を保管されると考えて宜しいでしょうか。	当面はその予定です。
7	仕様書 第2章 第13条 (業務内容) (7)業務場所	2	建築計画敷地図面(敷地境界線を明確にしたもの)をご教示ください。敷地境界が明確でない場合、今回計画に伴う式範囲を明確にご教示願います。申請業務を行うにあたり必要となるため。	別紙資料でお示します。
8	仕様書 第2章 第13条 (業務内容) (2)建物趣旨	2	市民への開放とありますが、建物仕様としては倉庫とし非居室と考えて宜しいでしょうか。また倉庫内の区画は間仕切り無しと考えて宜しいでしょうか。	建物の仕様は倉庫で非居室です。間仕切りは今後設置する可能性があるため、設置可能なようにしてください。

9	仕様書 第2章 第13条 (7)業務場所	3	仕様書での耐震構造について、建築基準法を準拠程度で宜しいでしょうか。	建築基準法に準拠をお願いします。
10	その他	4	計画敷地内の残土の撤去は別途とさせていただきますに宜しいでしょうか。	撤去は亀岡市で行います。
11	仕様書 第2章 第13条 (業務内容) (7)業務場所	2	敷地境界が不明確で申請上計画閾値を分割した場合、開発非該当等の届出の際に敷地境界にフェンス等を設けるなど境界明示について指導等、ございますでしょうか。	外構部分に境界の明示をお願いします。
12	仕様書 第1章 第4条 (法令等の順守)	1	『亀岡市景観地区確認申請事前協議』において、その他の対象の届出はありませんか。 (地区計画・景観協議等)	整備予定地は景観計画区域の一般地区に該当し、高さや面積が仕様書の範囲であれば、届出は不要です。